

## 「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定（素案）」に対する 意見募集の結果について

「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定（素案）」に対する意見募集に対し、ご意見をいただき誠にありがとうございました。

### 1 意見の募集期間

令和6年11月28日（木）から令和6年12月27日（金）まで

### 2 意見の募集方法

公表資料を青森市ホームページに掲載したほか、青森市環境部環境政策課（駅前庁舎3階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5か所）、各市民センター（11か所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館に備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送（封書・はがき）、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

### 3 提出された意見

2名の方及び1団体から16件のご意見をいただきました。意見の内訳は次のとおりです。

意見の内訳	反映	記述・整理済	実施段階検討	反映困難	その他	対象事項外	計
第1章 計画策定の背景	1	0	0	0	0	0	1
第3章 計画の基本的事項	0	1	1	0	0	0	2
第5章 温室効果ガス排出量の削減目標	0	1	0	0	0	0	1
第6章 地球温暖化対策	0	6	2	2	0	0	10
第7章 計画の進行管理等	0	0	1	0	0	0	1
資料編	0	1	0	0	0	0	1
計	1	9	4	2	0	0	16

「反映」	・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「記述・整理済」	・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
「実施段階検討」	・・・計画の実施段階で検討するもの
「反映困難」	・・・反映が困難なもの
「その他」	・・・上記以外のもの
「対象事項外」	・・・施策の体系外への意見

#### 4 計画の改定

「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、皆様からいただいたご意見・ご提案を踏まえ、令和7年3月に改定しました。

#### 5 意見の募集結果と改定した計画の公表

「提出された意見の概要と市の考え方」と改定しました「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」につきましては、青森市のホームページに掲載するほか、青森市環境部環境政策課（駅前庁舎3階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5か所）、各市民センター（11か所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館でご覧いただけます。

なお、縦覧期間につきましては、令和7年4月28日（月）から令和7年5月27日（火）までとしていますが、青森市のホームページでは随時ご覧いただけます。

##### （公表資料）

- ・「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定（素案）」に提出された意見の概要と市の考え方
- ・青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【概要版】
- ・青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

#### 6 お問合せ先

青森市環境部 環境政策課 電話 017-718-0286

「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定（素案）」に提出された  
御意見と市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
1	第1章 計画策定の背景 2 地球温暖化対策 をめぐる動向 (P5)	2024 年の最新の COP の状況について追記してほしい。	2024 年の最新の COP の状況について反映しました。	反映
2	第3章 計画の基本的事項 2 計画の位置づけ (P18~19)	<p>総合計画の下記部分も脱炭素施策につながると考えており、今回の温暖化対策計画と連携付けてほしいと考える。</p> <p>【1 仕事をつくる】 1-②産業を支える人材の確保・育成と 雇用創出 2-②GXによる産業の育成・集積 脱炭素とビジネスを関連付けるため。 5-②若者に選ばれる移住・定住の促進、 関係人口の創出</p> <p>【2 人をまもり・そだてる】 1-④青少年の健全育成と生涯学習の推進 これから気候変動に直面する子どもたちへの教育。</p> <p>【3 まちをデザインする】 1-①公共交通ネットワークとの連携によるコンパクトな複数の拠点づくりの促進 公共交通機関の推進の街づくりは脱炭素に直結する。</p>	本計画は、『「青森市総合計画』に掲げる施策、第3章「まちをデザインする」第6節「脱炭素・循環型社会の実現」第1項「地球温暖化対策の推進」のほか、地球温暖化対策に関連する取組をまとめた個別計画』と整理しており、第3章第6節以外とも関連していることを記述しております。	記述・ 整理済み
3	第3章 計画の基本的事項 3 市民及び事業者の環境意識 (P27)	市民アンケートで住宅の省エネ化を導入するに当たり「改修に必要な費用や支援制度、改修により得られる光熱費等の削減効果」について知りたいという人の割合が高いため、例えば市が予算を組まなくとも、国の補助金等の周知や事業者、市民などと連携したイベントの開催などはできると思うので検討してほしい。	本計画は、本市における温室効果ガスの排出量削減等を推進するための目標や取組を整理した基本計画であり、各取組を達成するための個別具体的手段や手法を記述するものではないことから、個別具体的な事業（手段・手法）の記述はありませんが、それら事業（手段・手法）については、本計画の進行管理の中で、実施・検討していくこととしております。	実施段階検討

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
4	第5章 温室効果ガス排出量の削減目標 1 温室効果ガス排出量の削減目標 (P35)	<p>表5－2 部門別削減目標に対する主な対策について、業務その他部門に、既存施設も含め、事務所などの高断熱化による省エネを進めることを明記してほしい。家庭部門においては、「既存施設も含め、高断熱化」による省エネを追記してほしい。※ここでの高断熱化は、抽象的な表現となってしまうため、住宅で考えた場合等級6以上を目指していくことなどや、また、推奨UA値なども明記してもよいかと思う。運輸部門においては、公共交通機関の利用促進について、公共交通を利用しやすい「街づくり」を追記してほしい。</p>	<p>表5－2 部門別削減目標に対する主な対策については、部門ごとの削減見込量の算出結果を示したものであり、主な対策の内容については、国の地球温暖化対策計画に記載されているメニュー項目の中から参考として例示しているに過ぎないものであり、表5－2 の削減見込量を踏まえた本市の市民・事業者・市の取組については、P38からP47までの第6章地球温暖化対策に記述しています。なお、御意見のありました「高断熱化」についてはP38に、「公共交通機関の利用促進」についてはP42に記述しております。</p>	記述・整理済み
5	第6章 地球温暖化対策 2 緩和策 (P38)	<p>「(4)各主体の取組 基本方針1 省エネルギー対策」の取組内容「建築物や住宅を新築、増改築の際にはZEBやZEHなどの導入を推進します。」に関連して、「市民の既存住宅に対する(全体的、部分的)断熱改修の促進」を追加してほしい。 積雪寒冷地である本市の灯油使用量を減らすためにも断熱が大事であると考える。また、断熱にもコストがかかるため、市からに限らず、補助金の情報を市HPで紹介してほしい。</p>	<p>「建築物や住宅を新築、増改築の際にはZEBやZEHなどの導入を推進します。」の「ZEH」には「高断熱化」が含まれております。 また、補助金の情報については、国の補助金一覧が掲載されているリンクを市HPに掲載し、紹介します。</p>	記述・整理済み
6	第6章 地球温暖化対策 2 緩和策 (P38)	<p>「建築物や住宅を新築、増改築の際にはZEBやZEHなどの導入を推進します。」から「より断熱性能の高いものの導入を推進(断熱等級6以上など)」へ修正してほしい。 ZEHは断熱等級5相当と考えられ、カーボンニュートラルを目指すには、断熱等級6以上が必須との専門家の知見あり。</p>	<p>ZEBやZEHについては、高断熱化のみならず、高効率設備の設置等によるエネルギー消費量の削減や太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入も含む概念であり、高断熱化を含めたZEBやZEHの導入を進めていくことが重要と考えていることから、現在の記述としております。</p>	記述・整理済み

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
7	第6章 地球温暖化対策 2 緩和策 (P40)	<p>「(4)各主体の取組 基本方針2 再生可能エネルギー等の利活用」の取組内容「再生可能エネルギーを活用した電力の地産地消を推進します。」に関する、「発電比率で再生可能エネルギーの発電比率の多い電力会社への契約の切り替えを推奨します。」を追加してほしい。 再生可能エネルギーを活用した電力の地産にこだわれば、消費が制限されると思われるため。</p>	<p>再エネ電力プランへの契約切替については、同ページに「家庭や事業所等での再エネ電力プランの契約等により、再生可能エネルギーの導入を推進します。」と記述しております。</p>	記述・整理済み
8	第6章 地球温暖化対策 2 緩和策 (P40)	<p>「再生可能エネルギーの普及、導入割合の向上を図ります。」については、第三次産業のみが●がついているが、市民や市も同じく●として導入割合の向上を進めていく必要がある。</p> <p>例えば、太陽光発電設備の設置は市民でも市でも可能であり、再エネ電力プランへの切替も可能であるため。</p>	<p>「再生可能エネルギーの普及、導入割合の向上を図ります。」については、電力供給事業者において、発電する電力のうち再エネ由来の電力の割合を増やす必要があることから、電力供給事業者を主体とした取組を意図したものであります。御意見の部分については、同ページ「家庭や事業所等での再エネ電力プランの契約等により、再生可能エネルギーの導入を推進します。」として整理しております。</p>	記述・整理済み
9	第6章 地球温暖化対策 2 緩和策 (P45)	<p>「地球温暖化に関する学習会やイベントの情報を収集し、積極的に参加します。」について、収集するだけではなく、「発信」も重要だと思う。</p>	<p>情報の「発信」については、同ページの冒頭に「自ら進んで地球温暖化対策の取組を進めることができるよう、環境教育の充実や普及啓発活動を推進します。」と記述しており、この取組を推進し、地球温暖化問題の理解が深まり、各取組主体で達成すれば、おのずとそれぞれが得た知識や情報の「発信」も付随してくることを意図しているため、あえて「発信」という文言は記述しておりません。</p>	記述・整理済み

NO.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
10	第6章地球温暖化対策2緩和策(P45)	<p>「環境講座の開催や講師派遣を行うなど、環境学習の場や機会を提供し人材育成に努めます。」について、地球温暖化対策の啓発活動も大切だが、企業への脱炭素の支援をする脱炭素コーディネーター等の育成がより重要性が高まっていると考えているため、こちらも進めることを検討してほしい。</p>	<p>本計画は、本市における温室効果ガスの排出量削減等を推進するための目標や取組を整理した基本計画であり、各取組を達成するための個別具体的な手段や手法を記述するものではないことから、個別具体的な事業（手段・手法）の記述はありませんが、それら事業（手段・手法）については、本計画の進行管理の中で、実施・検討していくこととしております。</p>	実施段階検討
11	第6章 地球温暖化対策 2緩和策 (P45)	<p>環境教育について、学校断熱ワークショップも緩和と適応について学ぶ機会になると思うので、今後の検討材料としてほしい。</p>	<p>本計画は、本市における温室効果ガスの排出量削減等を推進するための目標や取組を整理した基本計画であり、各取組を達成するための個別具体的な手段や手法を記述するものではないことから、個別具体的な事業（手段・手法）の記述はありませんが、それら事業（手段・手法）については、本計画の進行管理の中で、実施・検討していくこととしております。</p>	実施段階検討
12	第6章 地球温暖化対策 2緩和策 (P46)	<p>「地元産材等の利用を推進します。」について、建物への県産材の利用と思う方もいると思うので、熱源としての木質チップなどの利用も含めた、バイオマスの利活用ということがわかる表現がいいと思う。</p>	<p>「地元産材等の利用を推進します。」はあらゆる利用方法を想定しているため、あえて汎用且つ抽象的な表現にとどめています。</p>	記述・整理済み

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
13	第6章 地球温暖化対策 2 緩和策 (P46)	<p>「(4)各主体の取組 基本方針6 吸收源対策の推進」の取組内容「土地の開発行為の際には、可能な限り緑を保全します。」から「吸收源の減少を阻止するため、森林伐採を伴う土地開発行為は原則として規制する方向で検討する。」へ修正してほしい。</p> <p>風力発電の設置に伴い、森林が伐採されるのであれば、森林の吸收効果の永年分が失われてしまう。一方、風力発電設備の耐用年数は10年ほどであり、一見、温暖化対策に良いように見えても、吸收効果の喪失の方が大きいと考えるため。太陽光発電についても同様。</p>	<p>森林法や環境影響評価法など既存の法律等において一定の規制がなされていることに加え、現在、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度」の施行に向けて、ゾーニングによる規制についての制度の運用方法が検討されていることから、本計画において一律に「規制する方向で検討する」という記述は困難であり、「可能な限り緑を保全します。」という記述にどめているところです。</p>	反映困難
14	第6章 地球温暖化対策 3 適応策 (P48)	<p>海面上昇の記載が見当たらなかった。IPCCによると世紀末には1m以上海面が上がる可能性も指摘されており、非常に危惧すべきことだと思う。海面上昇についてもしっかりと考えていく必要があることから、海面上昇についての説明と現状、今後の予測についての追記があると良いと思う。</p>	<p>国連の「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が2021年9月に発表した「海洋・雪氷圈特別報告書」によると、世界の海面水位は2100年までに最大1.1m高くなると予測されていますが、本計画は、国及び県の計画を踏まえ、6年後の2030年度までの適応策を定めており、海面上昇については、本計画に記述しておりません。</p>	反映困難

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
15	第7章 計画の進行管理等 2 推進・連携体制 (P56~57)	<p>市民、企業、行政など多くの組織が連携し、話し、考えることのできる市民会議のような企画と一緒に作っていただきたい。市民気候会議の開催についても、政策に市民の熟議の結果を入れることができる機会となり、市民多様な意見を市政に反映できると思うので、検討してほしい。</p>	<p>本計画は、本市における温室効果ガスの排出量削減等を推進するための目標や取組を整理した基本計画であり、各取組を達成するための個別具体的な手段や手法を記述するものではないことから、個別具体的な事業（手段・手法）の記述はありませんが、それら事業（手段・手法）については、本計画の進行管理の中で、実施・検討していくこととしております。</p> <p>P57 の推進体制はイメージであり、個別具体的な事業（手段・手法）については、市民や事業者、民間団体等と連携・協働しながら、効果的な実施に努めることとしています。</p> <p>また、市民からの御意見、御提言、アイディア等をいただく機会については、特定の手法にこだわらず、必要に応じて検討することとしております。</p>	実施段階検討
16	資料編 3 市民・事業者等からの意見聴取 (P87~88)	<p>市民、高校生で実施した地球温暖化対策ワークショップにて出た取組案も、計画に反映してほしい。</p>	<p>本計画の取組内容については、ワークショップでいただきました御意見を参考とし、集約等を行ながら整理いたしました。なお、ワークショップで出された取組案の中で、具体的な手段・手法に関わるものについては、計画の進行管理の中で、実施・検討することとしております。</p>	記述・整理済み